



## 小野寺防衛大臣・岸田外務大臣沖縄訪問



小野寺防衛大臣、岸田外務大臣と仲井眞沖縄県知事との面談（10月8日、那覇市内）

10月8日、小野寺大臣及び岸田大臣は沖縄県を訪れ、那覇市内において仲井眞沖縄県知事と面談し、10月3日に東京で開催された日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同発表に盛り込まれた沖縄の負担軽減策などについて説明しました。 【関連記事：2～5ページ】

### 目次

### CONTENTS

小野寺防衛大臣・岸田外務大臣沖縄訪問.....	1	民生安定助成事業について.....	8
日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同発表の概要 .....	2	平成 25 年度地方コンプライアンス講習会について .....	9
小野寺防衛大臣から感謝状贈呈.....	6	平成 25 年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式 .....	10
沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の進捗について…	6	全駐留軍労働組合沖縄地区本部との団体交渉.....	11
MV - 22 オスプレイの沖縄以外の場所での訓練		松本新次長の紹介.....	11
（国内における米海兵隊との実動訓練）について .....	7	合衆国軍隊の構成員等による行為で被害を受けた方へ.....	12
旧ギンバル訓練場の土地引渡しの完了.....	7	米軍基地での勤務を希望される方へ.....	12

## 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表の概要

10月3日、東京において、日米安全保障協議委員会（「2+2」）等が開催されました。

日本側からは岸田文雄外務大臣及び小野寺五典防衛大臣が、米側からはジョン・ケリー国務長官（The Honorable John F. Kerry, Secretary of State of the United States of America）とチャック・ヘーゲル国防長官（The Honorable Chuck Hagel, Secretary of Defense of the United States of America）が出席しました（「2+2」の開催は2011年6月以来。東京に日米の外務・防衛4閣僚が揃って「2+2」が開催されたのは初めて）。

今回の会合においては、厳しさを増すアジア太平洋地域における安全保障環境を踏まえ、中長期的な日米安保協力や在日米軍の再編等について協議され、共同発表が行われました。

共同発表の概要は以下のとおりです。（「IV. 在日米軍再編」は全文を掲載しています。）

### 日米安全保障協議委員会（「2+2」）

#### 共同発表

#### <より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて> (概要)

## I. 概観

### (1) 日米同盟の戦略的な構想

- ・ よりバランスのとれた、より実効的な同盟とし、日米が十全なパートナーとなることを決意。
- ・ 民主主義等の両国が共有する価値を反映。地域の平和・安全・安定・経済的な繁栄を促進。
- ・ 基礎となる取組：①日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し、②安保・防衛協力の拡大、③在日米軍再編を支える新たな措置。

### (2) 米国のアジア太平洋地域重視の取組の継続、在日米軍再編へのコミットメントを改めて表明。

### (3) 日本の安全保障政策

- ・ 国際社会が直面する課題への対処に一層積極的に貢献。
- ・ 日米同盟の枠組みにおける日本の役割を拡大するため、米国との緊密な調整を継続。
- ・ 具体的な取組：①国家安全保障会議（NSC）設置及び国家安全保障戦略（NSS）策定の準備、②集団的自衛権の行使に関する事項を含む安全保障の法的基盤の再検討、③防衛予算の増額、④防衛大綱の見直し、⑤防衛力の強化、⑥地域への貢献の拡大。
- ・ 米国はこれらの取組を歓迎し、日本と緊密に連携していくとのコミットメントを改めて表明。

### (4) 地域情勢認識

- ・ 平和と安全に対する脅威及び国際的な規範への挑戦：①北朝鮮の核・ミサイル計画や人道上の懸念、②海洋における力による安定を損ねる行動、③宇宙及びサイバー空間におけるかく乱をもたらす活動、④大量破壊兵器の拡散、等。中国に対し、地域の安定及び繁栄において責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守し、急速に拡大する軍事面での資源の投入を伴う軍事上の近代化に関する開放性・透明性を向上させるよう引き続き促していく。

## II. 二国間の安全保障及び防衛協力

### (1) 日米防衛協力のための指針

- ・ 1997年の日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を見直し。

- ・ 目的：①日米防衛協力の中核的要素である日本に対する武力攻撃への対処能力の確保、②同盟のグローバルな性質を反映する協力範囲の拡大、③地域のパートナーとのより緊密な安全保障協力の促進、④協議・調整メカニズムの強化、⑤相互の能力強化に基づく適切な役割分担の提示、⑥効果的・効率的・シームレスな対応を確保するための緊急事態における防衛協力の指針となる概念の評価、⑦同盟強化を可能とする追加的な方策の探求、を含む。
  - ・ 2014 年末までに防衛協力小委員会（SDC）の作業を完了させるよう指示。
- (2) **BMD 協力**：2 基目の TPY-2 レーダーの配備先として、経ヶ岬分屯基地を選定する意図を確認。
  - (3) **サイバー空間における協力**：民間部門との緊密な調整の必要性。政府一体となつての取組を促進。サイバー防衛政策作業部会の実施要領の署名を歓迎。
  - (4) **宇宙における協力**：日米宇宙状況監視（SSA）協力取極の締結、宇宙航空研究開発機構（JAXA）による米国への SSA 情報提供の早期実現を歓迎。
  - (5) **共同 ISR（情報収集・警戒監視・偵察）**：防衛当局間の ISR 作業部会の設置を歓迎。
  - (6) **施設の共同使用**：南西諸島等における自衛隊の態勢強化等のため、共同使用作業部会の取組を歓迎。共同使用の進展は、地元とのより堅固な関係を構築し、同盟の抑止力を強化。
  - (7) **計画検討**：二国間の作業の進展を歓迎し、精緻化への取組を再確認。
  - (8) **防衛装備・技術協力**：装備・技術協力の議論と役割・任務・能力に関する対話の連携を歓迎。武器輸出三原則等の検討が行われているところ、F-35 製造への日本企業の参画等の連携を通じ、協力は深化。
  - (9) **拡大抑止協議**：拡大抑止協議の成果に満足の意をもって留意。同協議を定期的に開催。
  - (10) **情報保全**：情報保全の法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎。
  - (11) **共同訓練・演習**：沖縄県外の訓練を増加させるため様々な機会を活用することを決定。これには、オスプレイの沖縄での駐留・訓練時間の削減につながる日本本土等での運用への参加を含む。
  - (12) **在日米軍駐留経費負担（HNS）**：HNS の重要性を確認。

### Ⅲ. 地域への関与

- (1) **能力構築**：能力構築における連携を決定。日本の政府開発援助の戦略的な活用を歓迎。
- (2) **海洋安全保障**：海洋安全保障及び海賊対策で更に協力する意図を確認。
- (3) **人道支援・災害救援**：二国間の協力を拡大。三か国間及び多国間の協力を促進することを奨励。
- (4) **三か国間協力**：豪州及び韓国との定期的な三か国間の対話の成功に留意。
- (5) **多国間協力**：経済・安保協力を促進する枠組みを強化する取組の重要性に留意。



日米「2+2」閣僚会合

#### IV. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編に関する合意が、そのプロセスを通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、可能な限り速やかに実施されるべきことを確認した。閣僚は、2013 年 4 月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に示された、施設及び区域の返還を確保するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、約 9,000 人の米海兵隊の要員が沖縄から日本国外の場所に移転されることを再確認した。

閣僚は、2012 年の SCC 共同発表に示す再編計画が、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることを再確認した。この再編計画は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題と脅威に効果的に対処するための兵力、柔軟性及び抑止力を与えるものである。

##### ・沖縄における再編

閣僚は、2013 年 4 月の統合計画に基づく土地の返還に関する進展を歓迎し、その実施に向けて引き続き取り組むとの決意を強調した。特に、閣僚は、2013 年 8 月に完了した牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路の土地の返還、並びに、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第 5 ゲート付近の区域、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区、施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域に関する日米合同委員会合意を歓迎した。これらの返還は、予定よりも早く進んでいる。日本は、統合計画において示された、2012 年 4 月の SCC 共同発表において特定された内容を超えて追加的な土地の返還を行うこととした米国の積極的な取組を歓迎した。キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の白比川沿岸区域の返還により、地元が同地域においてより良い洪水対策措置をとることが可能となる。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（FRF）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。SCC の構成員たる閣僚は、この計画に対する両政府の強いコミットメントを再確認し、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を可能とする同計画を完了させるとの決意を強調した。米国は、2013 年 3 月の日本政府による沖縄県への公有水面埋立承認願書の提出を含む最近の進展を歓迎した。

閣僚は、日米合同委員会に対し、2013 年 11 月末までに、これまでの SCC 共同発表において決定されたとおり、沖縄の東方沖合のホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、原則的な取決めを作成するよう指示した。双方は、その他のあり得べき措置についての協議を継続することにコミットした。

閣僚は、環境保護のための協力を強化していくことへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この点に留意しつつ、閣僚は、地方公共団体が土地の返還前にその利用計画を策定することを円滑にすることを目的として、2013 年 11 月末までに、返還を予定している米軍の施設及び区域への立入りに関する枠組みについての実質的な了解を達成することを決定した。

##### ・岩国

岩国飛行場に関し、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場への KC - 130 飛行隊の移駐に関する二国間の協議を加速し、この協議を可能な限り速やかに完了させることを確認した。さらに、SCC の構成員たる閣僚は、海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認した。閣僚はまた、厚木飛行場から岩国飛行場への第 5 空母航空団（CVW - 5）の諸部隊の移駐が 2017 年頃までに完了することを認識した。

## ・グアム

閣僚は、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転が、沖縄への影響を軽減しつつ、米軍の前方プレゼンスを維持することに寄与し、グアムの戦略的な拠点としての発展を促進することを確認した。

閣僚は、本日、移転に関するこれらの目標を達成するために必要な二国間協力の基礎となる、2009 年のグアム協定を改正する議定書への署名を発表した。

閣僚は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備に対する日本の資金提供の重要性に留意した。この資金提供は、米海兵隊部隊のグアムへの移転を支え、自衛隊及び米軍によるこれらの訓練場の共同使用を可能とするものであり、同盟にとり有益なものである。閣僚は、このような使用の条件に関する協議を本年中に開始するよう指示した。

閣僚はまた、米海兵隊の移転を支えるための、グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設（訓練場を含む。）及び基盤の整備に関する費用の内訳を示す作業を完了した。

閣僚は、2012 年の SCC 共同発表において示された移転計画を再確認した。同計画の下で、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は、2020 年代前半に開始されることとなる。閣僚は、この計画の進展が、適当な資金を確保するために両政府がとる措置を含む種々の要因にかかっていることを確認した。この計画はまた、2013 年 4 月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものである。

## ・高度な能力

閣僚は、より高度な能力を日本国内に配備することが、戦略的な重要性を有し、日本及び地域の安全に一層寄与することを確認した。米国は、能力の近代化を継続する意図を有する。これらの高度な能力は、次のものを含む（ただし、これらに限定されない。）。

- 米海兵隊による CH - 46 ヘリコプターの換装のための MV - 22 航空機の 2 個飛行隊の導入。
- 米海軍による、P - 3 哨戒機の段階的な換装の一環として、2013 年 12 月から開始される P - 8 哨戒機の米国外への初の配備。
- 2014 年春から、グローバル・ホーク無人機のローテーションによる展開を開始するとの米空軍の計画。
- 米海兵隊による F - 35B の米国外における初の前方配備となる、2017 年の同機種での配備の開始。



グアム協定改定議定書署名式



日米「2+2」共同記者会見

## 小野寺防衛大臣から感謝状贈呈

平成 25 年 10 月 26 日(土)、防衛大臣感謝状贈呈式がグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区)において行われました。

これは平成 25 年度自衛隊記念日行事の一環として、防衛協力功労や自衛官募集等で功績のあった方々を表彰するもので、今年度は個人 65 名、69 団体に小野寺防衛大臣から感謝状が贈呈されました。

沖縄防衛局関係では、防衛協力功労者として(故)大城勝正 前伊江村長(平成 25 年 10 月 6 日ご逝去)及び國吉眞孝 沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長に感謝状が贈呈されました。

感謝状が贈呈された(故)大城勝正氏にあつては、SACO 合意に基づく施策を始めとする防衛施設の重要性及び防衛施設行政にご理解を示され、防衛施設の安定的使用に多大な貢献をされました。

國吉眞孝氏にあつては、共同漁業権の切替に伴う漁業権等行使制限承諾書取付にご尽力いただき、駐留軍が使用する水域の安定的使用に多大な貢献をされました。

なお、(故)大城勝正氏におかれましては、島袋秀幸伊江村長が代理出席し感謝状を受け取りました。



代理出席した島袋秀幸伊江村長(左写真)及び國吉眞孝沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長(右写真)

## 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の進捗について

本年 4 月 5 日に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、当局は、嘉手納以南の 6 施設・区域の土地の返還が着実に実施できるよう、米側及び地元自治体等と調整を行っているところです。

当局としては、今後とも統合計画を着実に実施し、引き続き、沖縄県民の皆様のご理解を得ながら、沖縄県の負担軽減に精力的に取り組んでまいります。

### ○キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域)

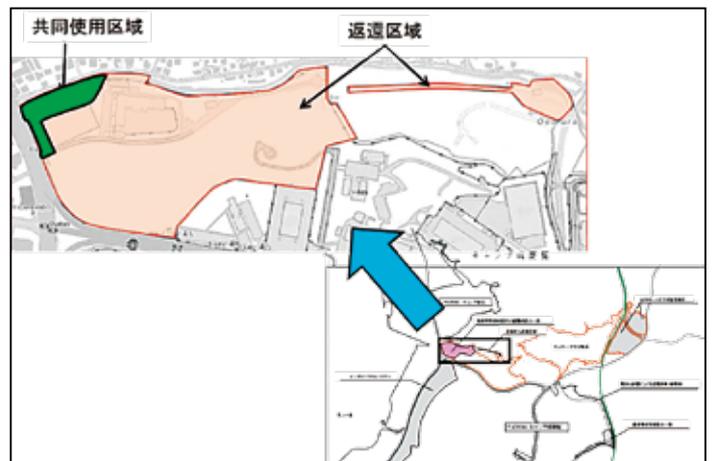
9 月 19 日、本件土地を返還することについて日米合同委員会の承認を得たところです。

今後、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2019 年度(平成 31 年度)又はその後返還される見込みです。

なお、沖縄県が河川改修用地として使用するため、返還に先立ち一部土地を共同使用する計画です。

(返還) 土地：約 11ha  
返還条件：既存施設をキャンプ・ハンセンに移設

(共同使用) 土地：約 7,300㎡(0.73ha)



返還区域及び共同使用区域

## MV - 22 オスプレイの沖縄以外の場所での訓練 (国内における米海兵隊との実動訓練) について

10月8日から18日の間、陸上自衛隊<sup>あいばの</sup>饗庭野演習場（滋賀県）において、陸上自衛隊は、国内における米海兵隊との実動訓練（フォレスト・ライト）を実施し、当該訓練の一部として16日に実施されたヘリボン訓練に普天間飛行場に配備されているMV - 22 オスプレイ2機が使用されました。

今回の訓練は、沖縄の負担軽減の観点から、沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討した結果によるものです。



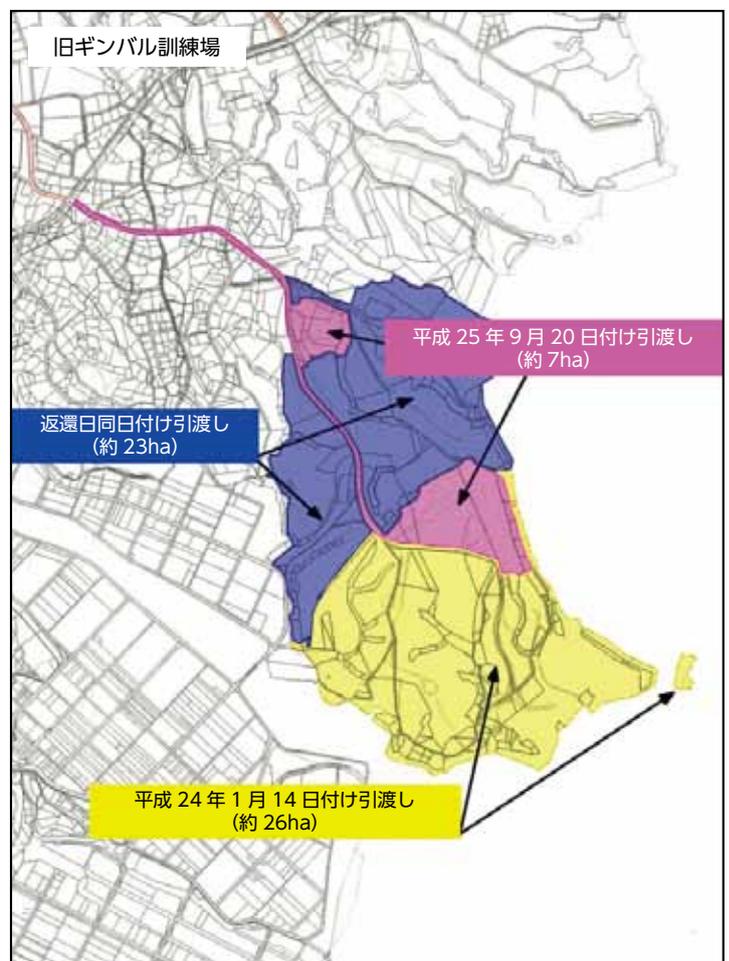
饗庭野（あいばの）演習場に着陸したMV - 22 オスプレイから降り立ち、目的地へ急進する隊員ら

## 旧ギンバル訓練場の土地引渡しの完了

金武町に所在していた旧ギンバル訓練場（約60ha（国有地約4haを含む。））については、平成23年7月31日に返還され、同日、国有財産の取壊工事等を必要としない土地（1次分：約23ha）を土地所有者へ引渡しました。また、取壊工事等が先に完了した土地（2次分：約26ha）については、平成24年1月14日に引渡しを行いました。

残りの土地（3次分：約7ha）については、平成25年9月19日に泥土除去施設、メースB施設及び消火訓練施設の取壊工事等が完了したことから、翌20日、土地所有者への引渡し説明会及び土地の引渡しを行いました。これにより全ての土地の引渡しが完了しました。

長年にわたり国の防衛のためにご協力いただきました土地所有者、金武町、並里区、金武町軍用地等地主会に感謝申し上げます。



## 民生安定助成事業について

防衛施設の設置や運用によって生ずる障害を防止、軽減、又は緩和するため、防衛施設と周辺地域との調和を図ることを目的に様々な施策等を行っているところです。

今回は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（第 8 条）の民生安定助成事業についてご紹介します。

### 民生安定施設の助成（第 8 条）

飛行場、演習場などがあることによって周辺住民の皆様の暮らしに影響を及ぼす場合があります。

その場合には、市町村が行う公園、道路、消防施設、公民館、屋外運動場、ごみ・し尿処理施設等の生活環境施設の整備や、農業用、漁業用施設等の事業経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成を行っています。



公園（北谷町）



高規格救急自動車  
(金武地区消防衛生組合)



コミュニティ供用施設（八重瀬町）



屋外運動場（読谷村）



製氷冷蔵施設（宮古島市）

### 防衛施設周辺消防施設整備事業の対象となる消防施設及び補助の割合についての通達が改正されました

環境整備法第 8 条の規定に基づく民生安定施設の助成に準ずる施策である、防衛施設周辺消防施設整備事業において、高規格救急自動車にビデオ喉頭鏡を備える場合の基準額を加算すること及び対象となる消防施設に消防救急デジタル無線設備を補助の対象に追加することが、平成 25 年度予算において認められ、所要の改正を行いました。

#### ①高規格救急自動車にビデオ喉頭鏡を備える場合の基準額を加算



ビデオ喉頭鏡

- ・高規格救急自動車内で、救命救急士が気管挿管時の口腔内の様子や挿入具合などをモニター確認しながら操作する機器（高規格救急自動車に積載）
- 基準額：640 千円
- 補助率：2 / 3（限度額）

#### ②消防救急デジタル無線設備を補助の対象に追加



- ・事故等の災害が起きた際の消防救急活動における、必要な各種データの収集・伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保する
- 基準額：面積及び人口の区分に応じ設定
- 補助率：2 / 3（限度額）

## 平成 25 年度地方コンプライアンス講習会について

コンプライアンスとは・・・

要求や命令に従うこと。特に企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること。法令遵守。【広辞苑】

当局では、日頃より入札談合防止ほか各種法令の遵守に関する職員への教育を行ってきておりますが、今般、不祥事の未然防止には、法令遵守に向けた組織風土を確立するため個々の職員に対して意識を喚起する自主的かつ継続的な組織の取組が不可欠であり、そのためにはコンプライアンスの重要性を定期的に学習することが効果的との考えの下、防衛監察本部\*と当局の共催で、講師をお招きし地方コンプライアンス講習会を開催したところであります。

〔\*防衛監察本部：防衛省において過去の不祥事を契機に平成 19 年 9 月に設置された防衛大臣直轄の機関。省内各機関の監察やコンプライアンス意識の浸透を図る施策を実施。〕

この地方コンプライアンス講習会は、10月9日・10日の2日間にわたって開催し、局長、次長、各部長以下、職員のほぼ3分の1に当たる約130名が受講しました。

1日目は、公正取引委員会に長年在職された内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室の島田成久室長から「入札談合防止に向けて」というテーマで、入札談合の実態、入札談合を防止するための体制や関連規定などを過去の事例に沿って説明をいただきました。

2日目は、芝経営法律事務所の芝昭彦弁護士から「コンプライアンスはどうすれば実現するのか」というテーマで、コンプライアンスの意義・目的に始まり、過去に企業などで起こった不祥事の発生原因や問題点、組織にコンプライアンス精神を根付かせるための対策、特に課長以上の管理職員の意識の在り方について説明をいただきました。

2日間の講習を通じて、改めてコンプライアンスの重要性を認識したところであり、今後とも職員一人一人が公務員としての誇りと情熱を持って業務を遂行し、今まで以上に良好な組織風土を築けるよう、更なる意識向上に努めてまいります。



島田沖縄総合事務局公正取引室長

芝弁護士

講習会の様子

## 平成 25 年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式

10月17日、防衛省及び在日米軍の共催により、沖縄県内の米軍施設に勤務する在日米軍従業員の永年勤続者表彰式が、宜野湾市のラグナガーデンホテルにおいて行われました。在日米軍側からは、ウィスラー在日米軍沖縄地域調整官らが出席し、来賓として喜納沖縄県議会議長、マグルビー沖縄米国総領事、與那覇全駐労沖縄地区本部執行委員長らが出席しました。沖縄県内の米軍施設に勤務する在日米軍従業員数は約9,000名で、本年度は、勤続年数40年、30年、20年及び10年を迎えた769名が表彰を受けました。表彰式典では、武田局長から各軍等それぞれの受賞者の代表者（陸軍：津嘉山稔氏ほか48名、海軍：蔵元ルペルト氏ほか30名、空軍：平良律子氏ほか289名、海兵隊：上江洲安博氏ほか247名、AAFES：古謝淳子氏ほか150名）へ表彰状が授与され、各軍司令官等から記念品が贈呈されました。その後、来賓の方々から祝辞を頂き、受賞者代表の上地栄氏が答辞を述べられました。受賞者の皆様、誠におめでとうございます。



受賞者の代表者へ表彰状を授与



ウィスラー沖縄地域調整官による式辞



受賞者代表からの答辞



受賞者の方々

## 全駐留軍労働組合沖縄地区本部との団体交渉

10月15日、沖縄県内の米軍施設に勤務する在日米軍従業員約9,000名のうち、約6,000名で組織する全駐留軍労働組合沖縄地区本部の執行委員長等が沖縄防衛局を訪れ、米軍基地で働く従業員の雇用・生活・権利を守り、労働条件や職場環境を改善し働きやすい職場を創るための活動として、武田局長との団体交渉が行われました。



全駐留軍労働組合沖縄地区本部との団体交渉

## 松本新次長の紹介



沖繩防衛局次長 **まつもと としひこ**  
**松本 俊彦**

9月10日付けで沖縄防衛局次長として着任しております松本です。

これまで本省において、多数当事者への駐留軍用地特措法の適用、賃貸借契約の更新(平成4年)、SACO、沖縄懇談会事業の実施、米軍再編、更には前職の施設管理課長としては、2度目の賃貸借契約の更新、駐留軍用地跡地利用特措法の改正等、多くの沖縄の基地問題に関わってきましたが、沖縄防衛局勤務は初めてです。沖縄の地で、新たな気持ちで基地問題の解決に努力してまいります。

着任して僅かな期間ですが、沖縄における米軍基地等を取り巻く環境はますます厳しくなっていると実感しており、諸先輩方から「防衛局の役割は、地域住民と米軍・自衛隊とを繋ぐ関節であり、関節が硬直してはその役割を果たせない」と言われていたことを思い起こしています。

沖縄における防衛行政の拠点として防衛省と地域住民の皆様とを繋ぐという重要な役割の一翼を担えるよう全力で取り組ましますので、よろしくお願いいたします。

## 合衆国軍隊の構成員等による行為で被害を受けられた方へ

沖縄防衛局では、日米地位協定に基づき、合衆国軍隊及び構成員等（軍人・軍属）の不法行為により、当局管内で事故や事件で被害を受けられた方々への損害賠償業務を行っています。

- 米軍等の行為が**公務上**の場合（日米地位協定第 18 条 5 項）
  - ・被害を受けた損害額を**日本国政府**が支払います。
  - ・損害賠償金を請求できる期間は、事故が発生したときから **3 年間**です。
- 米軍等の行為が**公務外**の場合（日米地位協定第 18 条 6 項）
  - ・原則として、交通事故での保険解決のように直接加害者との間で示談解決することになりますが、**示談により解決が困難な場合**、加害者に代わって合衆国政府が補償金の額を決定して支払います。
  - ・補償金を請求できる期間は、事故が発生したときから **2 年間**です。

**[ 被害を受けられた方は、事故等発生後、早急に下記の担当部署までご連絡ください。 ]**

### 沖縄防衛局 管理部 業務課

電 話：098-921-8131 内線 412、413、414

住 所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9

ホームページ：<http://www.mod.go.jp/j/proceed/others/songai/index.html>

※なお、米軍人・軍属が運転する私有車両（Yナンバー等）との交通事故の場合は、相手が加入している任意自動車保険の保険会社名・保険番号などを確認して、保険会社等へもお問い合わせください。

## 米軍基地での勤務を希望される方へ

### 駐留軍等労働者の事前募集受付中！

応募は 24 時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！

HP アドレス：<http://www.lmo.go.jp>   で検索できます。

応募資格 ・ 沖縄県在住の満 18 歳以上の方で、過去 1 年間に応募していない方

受付時間 ・ インターネットは毎日 24 時間受付中（スマートフォン対応可）

・ 窓口応募：通年受付中

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く。）

応募方法 ・ インターネット又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効です。

・ 窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です。

・ 応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。

受付窓口・お問合せ先



独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）  
沖縄支部 管理課

嘉手納町字屋良 1058 番地 1（道の駅「かでな」隣り）TEL：(098) 921-5532



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。

連 絡 先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室

メールアドレス：[houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp](mailto:houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp)